

使用前事業者検査(溶接)の独立性確保について

1. 使用前事業者検査の対象について

従来の溶接事業者検査のあらかじめの検査および溶接施工した構造物の検査のうち「材料検査」、「開先検査」、「溶接作業検査」、「溶接後熱処理検査」、「非破壊検査」、「機械検査」については、原子力施設をリリースする前の溶接工程中に行う検査であることから、新検査制度下においては、リリースのために溶接に係る要求事項が満たされていることを最終的に確認する以下の業務を使用前事業者検査とする。

- ・ 溶接施工した構造物の検査のうち「耐圧検査」
- ・ 溶接事業者検査（あらかじめ確認する事項を含む）が実施されていることを溶接事業者検査記録で確認する「適合確認」
- ・ 記録の信頼性確保の観点から上記2点の検査を補完する「QA検査」

事業者が実施する法定外の検査として、従来の溶接事業者検査と同一の検査を耐圧検査を含め継続実施するが、これはリリースのための最終的な合否判定とはしないため、溶接事業者検査の実施組織に対して、工事実施箇所に対する独立を図る必要はない。

2. 使用前事業者検査の体制及び方法について

- 使用前事業者検査として実施する「耐圧検査」及び「適合確認」の合否判定者については、工事実施箇所に対する組織的独立を図る。
- 「適合確認」として、溶接事業者検査の記録確認検査を実施する。
- 工事実施箇所が溶接事業者検査を実施した場合は、記録の信頼性をQA検査により確認する。

3. 検査実施体制の具体例

各プラントの状況、工事の内容等に応じて検査体制は異なるが、代表的なケースを以下に示す。

- 溶接事業者検査、使用前事業者検査とも独立箇所の電力検査員が行うケース（別紙のケース5）
 - 定検時に小規模の工事を複数行う場合等を想定。
検査実施箇所の電力検査員が溶接事業者検査を行い、使用前事業者検査についても検査実施箇所の電力検査員が検査を実施する。

- 溶接事業者検査、使用前事業者検査とも独立箇所の第三者機関検査員が行うケース（別紙のケース 9）
 - 定検時に小規模の工事を多数行う場合等を想定。
検査実施箇所の第三者機関の検査員が溶接事業者検査を行い、使用前事業者検査についても検査実施箇所の第三者機関の検査員が検査を実施する。

- 溶接事業者検査を工事実施箇所の施工工場検査部門、使用前事業者検査を独立箇所の電力検査員が行うケース（別紙のケース 11）
 - プラント建設において大量の溶接部を扱うケースを想定。
工事実施箇所の施工工場検査部門が溶接事業者検査を行い、使用前事業者検査については検査実施箇所の電力検査員が検査を実施する。

- 輸入品の溶接部を扱うケース（別紙のケース 12）
 - 工事実施箇所の施工工場検査部門が溶接事業者検査を行い、使用前事業者検査については検査実施箇所の第三者機関の検査員が検査を実施する。

以 上

検査実施体制

ケース	溶接事業者検査の検査員	使用前事業者検査の検査員
1	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
2		検査実施箇所 (電力の検査員)
3		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)
4	検査実施箇所 (電力の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
5		検査実施箇所 (電力の検査員)
6		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)
7	検査実施箇所 (第三者機関の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
8		検査実施箇所 (電力の検査員)
9		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)
10	工事実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
11		検査実施箇所 (電力の検査員)
12		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)
13	工事実施箇所 (電力の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
14		検査実施箇所 (電力の検査員)
15		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)
16	工事実施箇所 (第三者機関の検査員)	検査実施箇所 (施工工場検査部門の検査員)
17		検査実施箇所 (電力の検査員)
18		検査実施箇所 (第三者機関の検査員)

使用前事業者検査と溶接事業者検査の関係

